

令和5年第1回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(追加発送議案)

資料4

| | | ページ |
|---|---|-----|
| 1 | 箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の改正について 【第33号議案関係】 | P.1 |
| 2 | かやのさんぺい橋のリニューアル工事について 【第44号議案関係】 | P.2 |
| 3 | 学校における新型コロナウイルス感染症対策事業について 【第35号議案関係】 | P.3 |
| 4 | 保育園等の送迎用バス安全対策について 【第35号議案関係】 | P.4 |
| 5 | 新市立病院整備に係る関連予算及び指定管理者制度導入に伴う条例改正について 【第34・45号議案関係】 | P.5 |
| | | |
| | | |

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例の改正について

市民部 環境整備室

- ◆ 現在、65歳以上の高齢者等で紙おむつを使用するかたや、3歳未満の乳幼児がおられる世帯に対して、市指定の燃えるごみ袋を無料で加配しています。
- ◆ 今般、在宅腹膜透析等の透析液バッグやカテーテルなどにより、やむを得ず家庭用一般廃棄物の排出量が増えているかたに対しても、条例を改正し市指定の燃えるごみ袋を無料で加配します。

1 市指定燃えるごみ袋の加配状況

| | | 対象 | | 最大の加配枚数 (30リットル袋) |
|----------------|---------------|--------------|---|----------------------|
| 福祉加算 | 既存 の 変更 | 紙おむつ | ①65歳以上のかた(変更なし) ②65歳未満のかた(変更あり) (変更前) 身体障害者手帳1、2級所持者 (変更後) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳のいずれかの所持者 | 100枚 |
| | 新規 | 在宅腹膜透析 | 実施が確認できたかた | 110枚 |
| | 新規 | 在宅中心静脈栄養法 | 実施が確認できたかた | 80枚 |
| | 新規 | 在宅成分栄養経管栄養法 | 実施が確認できたかた | 50枚 |
| | 新規 | リハビリパンツ | ①65歳以上のかた ②65歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳のいずれかの所持者 | 30枚 |
| 乳幼児加算(既存・変更なし) | | 9月30日現在で3歳未満 | | 60枚 |

2 施行期日

令和5年6月1日

かやのさんぺい橋のリニューアル工事について

みどりまちづくり部 道路整備室

- ◆ かやのさんぺい橋の上屋は、建設から約20年が経過し劣化の進行が判明したことを受け、地域高規格道路である国道423号の上空において、長期間に亘って安全に通行できる橋りょうであり続けるため、令和4年度に適切な改善方法を検討してきました。
- ◆ 将来の維持管理費も含めて改善方法を検討した結果、橋梁本体の構造部材を活かしたうえで、上屋を撤去・新設するリニューアル工事を実施します。
- ◆ なお、本件は令和5年度当初予算の補正1号として提案するものです。

1 補正予算概要

橋りょう長寿命化対策事業

【歳出】 工事請負費 523,000 千円

2 事業の内容

令和4年度に実施している設計委託において、かやのさんぺい橋のリニューアル費用と将来的な維持管理経費を含めた全体概算事業費を試算し、工法の比較検討を行っています。

その結果、上屋を撤去し、新たに維持管理しやすい上屋へとリニューアルする工事を実施します。なお、新たな上屋については、駅周辺施設と調和のとれたデザインにします。

3 スケジュール（予定）

令和5年5月 入札により請負業者を決定
令和5年6月 令和5年第2回定例会に工事請負契約の議案を提出
令和5年7月 工事着工
令和6年3月下旬 工事完了



南側外観



デッキ階内視



学校における新型コロナウイルス 感染症対策事業について

子ども未来創造局 学校教育室

- ◆ 国において、感染症対策のための「学校保健特別対策事業費補助金」が追加措置されたことから、これらを活用して、小中学校に必要な保健衛生用品を追加購入します。
- ◆ また、小中学校の体育館や保健室、特別教室等における効果的な換気対策を図るために、サーキュレーターや空気清浄機を設置します。

1 補正予算概要

新型コロナウイルス緊急対策事業(R4国補正2号)

【歳出】消耗品ほか 34,650 千円

【歳入】学校保健特別対策事業費補助金 17,325 千円

地方創生臨時交付金 17,325 千円

2 事業概要

国の補助金を活用して、小中学校の新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品を追加購入します。また、体育館等にサーキュレーター、保健室、特別教室等に空気清浄機を設置することで、効果的な換気対策を図ります。

- (1) 消毒液やハンドソープなどの保健衛生用品の追加購入
- (2) サーキュレーターの配備
- (3) 空気清浄機の配備



保育園等の送迎用バス安全対策について

子ども未来創造局 保育幼稚園利用室

- ◆ 子どもの置き去りを防止するため、送迎用バスに設置が義務付けられた安全装置を設置する市内幼保連携型認定こども園、民間保育園、認可外保育施設に対して、国補助制度を活用し、1台あたり175,000円の補助(定額)を行います。なお、幼稚園、幼稚園型認定こども園は府の補助対象となります。

1 補正予算概要

保育園等送迎用バス安全対策事業

【歳出】 補助金 1,225 千円(175 千円×7 台)

【歳入】 国補助金(保育対策総合支援事業費補助金) 1,225 千円(10/10 補助)

2 送迎用バスの安全装置について

(1)国安全装置のガイドラインの対象となる装置

ヒューマンエラーを補完するものとして、以下2種類の装置が示された。

【降車時確認式】エンジン停止後、車内の確認を促す車内向けの警報がなる。運転者等は車内を確認し、車両後部の装置を操作し警報を停止する。確認が一定時間行われない場合は車外向けに警報がなる。

【自動検知式】エンジン停止から一定時間後にセンサーによる車内の検知を開始。置き去りにされた子どもを検知すると、車外向けに警報がなる。

(2)ガイドラインに規定された最低限満たすべき主な要件

- ①車内の確認を怠った場合は、車内への警告と、15分以内に車外へ警報する。
- ②子ども等がいたずらできない位置に装置を設置する。
- ③十分な耐久性がある。(−30～65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等)
- ④装置が故障・電源喪失した場合には、アラーム等で故障を通知する。

(3)安全装置リスト

ガイドラインに適合する装置のリストを内閣府が作成し、公表。(随時追加予定)

- 本体価格と取り付け費用込みで、121,000円～217,800円。(2装置併用含む)
- 7メーカー中、5メーカーは、国補助の範囲内で設置可能。

新市立病院整備に係る関連予算及び 指定管理者制度導入に伴う条例改正について

市立病院 新市立病院整備室

- ◆ 「箕面市新市立病院整備基本構想」の確定を受け、基本計画の策定や地盤調査等に着手し、令和9年度中の移転・開院を目指します。
- ◆ また、指定管理者制度の導入に向け、「箕面市病院事業の設置等に関する条例」の一部を改正し、指定管理者による管理運営に係る事項を定めるとともに、指定管理者の候補者の選定及び評価を行う附属機関の設置を規定します。
- ◆ なお、予算については令和5年度当初予算の補正1号として提案するものです。

1 補正予算概要

【歳出】 119,952 千円

- ①報酬 45 千円
 - ・箕面市立病院指定管理者評価委員会 委員報酬
- ②委託料 119,907 千円
 - ・基本計画策定支援業務委託 33,000 千円
 - ・CM 業務委託 26,607 千円
 - ・地盤調査委託 60,300 千円

【継続費(令和 5～7 年度)】

- ・CM 業務委託 年割額

| 年度 | R5 | R6 | R7 | 総額 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業費 | 26,607 千円 | 35,475 千円 | 32,518 千円 | 94,600 千円 |

2 新市立病院整備に係る委託業務概要

(1)基本計画策定支援業務委託

- ・「箕面市新市立病院整備基本構想」をもとに、病床規模や医療機能をさらに具体化しながら、建物の規模や必要な諸室を検討し、基本計画として施設整備計画、診療部門別計画、医療機器・システム整備計画等をまとめます。
- ・なお、指定管理の候補者の選定が終わり次第、本業務に当該候補者を参画させることとします。

(2)CM 業務委託

基本計画策定から設計段階において、コンストラクション・マネージャー(CMr)が、発注者側に立って、基本計画や設計に対する助言を行うとともに、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種マネジメント業務を行います。

＜令和5年度の業務概要＞基本計画の策定支援、要求水準書策定、総事業費の算定

(3)地盤調査委託

・施設整備計画や免震構造の検討の基礎となる地盤データを得ることを目的としたボーリング調査(15本)を実施します。

3 箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

(1)主な改正内容

指定管理者制度の導入に向け、関係規定を追加・整理し、指定管理者の候補者の選定及び点検・評価を行う附属機関「箕面市立病院指定管理者評価委員会」の設置を規定します。

(2)箕面市立病院指定管理者評価委員会について

①委員会の役割

学識経験者等で構成する附属機関で、多角的かつ専門的見地から、次の役割を担います。

- ・指定管理者の候補者の選定
- ・指定管理開始後は、指定管理者の点検・評価
- ・必要に応じて、指定管理者による管理運営状況に対して、市長への意見の申し出

②委員構成及び任期

- ・委員数：6名以内
- ・委員構成：学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が任命
(学識経験者、病院経営者、公認会計士、弁護士、地域医療関係者、公募市民)
- ・任期：3年(再任を妨げない)

③報酬 委員長 8,300 円、委員 7,400 円

④施行期日 公布の日